

ふじよしだ

第137号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

山梨県市議会議長会議員合同研修会(後期)



地方議会人の研修
一議会改革の成果と課題

山梨県市議会

議長会議員合同研修会

後期

山梨県市議会議長会議員合同研修会

平成29年度予算

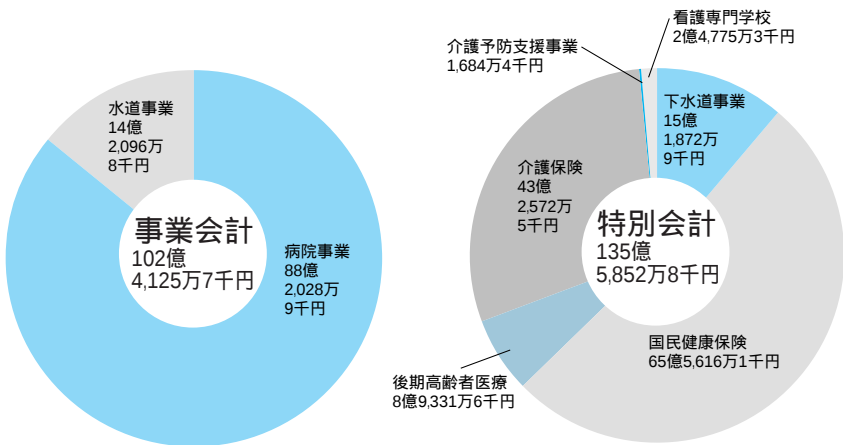
総額 446億

3、978万5千円

平成29年3月定例会は、3月3日開会され、20日間の会期を終えて3月22日に閉会しました。

この定例会では、平成29年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など9会計予算をはじめ、富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市職員の育児休業等に関する条例などの一部改正7件、富士吉田市職員退職手当審査会設置条例など条例の制定2件、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理について1件、財産の取得1件、市道の認定1件、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について1件、平成28年度一般会計補正予算など補正予算3件、合計25件を、すべて可決しました。

なお、市政に対する一般質問は、6人の議員が行いました。



● 3月定例会 会期日程

日程	内容
3月3日	本会議 ○ 会期の決定 ○ 議案の提出と説明 ○ 議案の委員会付託 (開会)
7日	本会議 ○ 議案の追加提案・委員会付託 ○ 市政一般質問
8日	本会議 ○ 市政一般質問
9日 10日 14日	予算特別委員会 ○ 付託議案の審査
15日	総務経済委員会 ○ 付託議案の審査
16日	文教厚生委員会 ○ 付託議案の審査
21日	建設水道委員会 ○ 付託議案の審査
22日	本会議 ○ 各委員長からの報告 ○ 各議案の採決 (閉会)

議会の動き

富士北麓広域市町村圏正副議長会議
議員合同研修会

1月18日に、富士北麓広域市町村圏正副議長会議主催による議員研修会が富士吉田市民会館3階小ホールにて開催され、人羅格氏を講師に、「地方創生と地方議会の役割」と題しての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。



議員合同研修会・自治講演会

2月2日に、山梨県市議会議長会主催による合同研修会がアピオ甲府で開催されました。

明治大学名誉教授・中邨章氏を講師に、「地方議会人の挑戦 議会改革の実績と課題」と題しての講演があり、また、同日の午後には、山梨県市町村振興協会主催の自治講演会が山梨県自治会館で開催され、嘉悦大学教授・高橋洋一氏を講師に、「最近の政治経済情勢について」と題しての講演がありました。いずれも、議員として、今後の活動に役立つ、有意義な研修でした。



議案審議 報告案件・即決案件の内容

● 編集委員会

委員長	横山 勇志
副委員長	渡辺 新喜
委員	渡辺 利彦
	桑原 守雄
	戸田 元
	羽田 幸寿

第1回定例会

● 報告第1号

専決処分報告について

(平成28年度富士吉田市一般会計
補正予算第4号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ3億2615万1千円を追加し、総額を227億2838万円とするもの。

歳入では、指定寄附金3億円、前年度繰越金2615万1千円を増額したもの。

歳出では、ふるさと振興基金積立金1億8千万円、まちづくり事業費1億4615万1千円を増額したもの。

委員会の審査から

- 予算特別委員会 □ 総務経済委員会
□ 文教厚生委員会 □ 建設水道委員会

予算特別委員会

平成29年度一般会計、

ます。

特別会計、事業会計など、合計9会計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次のとおり構成され、3日間委員会を開催し慎重に審査が行われました。

委員長 渡辺 利彦
副委員長 桑原 守雄
委員 戸田 元
渡辺 幸寿
勝俣 米治
小俣 光吉
秋山 晃一
羽田 幸寿
勝俣 大紀
鈴木 富蔵

● 一般会計

本案は、平成29年度富士吉田市一般会計予算でありまして、予算総額は、208億4千万円で、前年度当初予算に比べ3.4%の減少となっております。

主な歳入については、市税のうち法人市民税等

では減少が見込まれるものの、個人市民税・固定資産税・軽自動車税等については増加が見込まれるため、全体において前年度当初予算に比べ2.0%増の63億5200万円余りが計上されており

ます。また、地方交付税については、前年度当初予算と比べ9.5%減の28億5千万円が計上されております。

このほか、国・県支出金として33億7900万円余り、分担金及び負担金として10億2100万円余り、市債として18億1900万円余り、その他の収入として54億1700万円余りが計上されております。

また、歳出については、

第5次総合計画の8つの

体系に沿って、第1章安心で健やかな暮らし環境の確保」に68億4100万円余り、第2章恵み豊かな自然の享受と継承」に13億4500万円余り、

第3章「安全で快適な暮らし環境の構築」に30億900万円余り、第4章「活力ある地域経済社会の構築」に7億3300万円余り、第5章「市民文化の形成」に3億900万円余り、第6章「豊かな人間性の育成」に14億1300万円余り、第7章「世界に開かれたまちの形成」に1億3900万円余り、第8章「市民と行政の役割分担」に7億4700万円余りがそれぞれ計上されており、第5次総合計画の将来都市像として掲げてある富士の自然と文化を活かし、ともに築く自立と創造のまち富士吉田」の実現に向けての予算として、妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、歳出の審査の中で、企画・調整事業において、本市で運行しているタウンスニーカーバスのわかりやすい時刻表を全戸に配布していただきたいとの要望がありました。

演習場対策事業において、北富士演習場のヘリコプター等の市内上空を飛行する訓練に対し、市民の安心安全を守っていく観点から、監視及び適切な対応をお願いしたいとの要望がありました。

まちづくりパートナーシップ事業において、自治会加入率が低下している中、市の自治会に対するあり方そのものを勘案するとともに、自治会未加入の世帯に対して加入を促進していくように取り組んでいただき、また未加入世帯に対しての陳情・要望等を受け付ける場を設けていくべき

との要望がありました。

選挙費の中で、第20投票所を利用する有権者の対象区域を変更して欲しいとの要望がありました。

富楽時管理運営事業において、この施設は災害時の福祉避難所の機能も有しているため、高齢者等の介護が必要な市民の避難に対しても対応できるようにスタッフの充実を図ってほしいとの要望がありました。

子育て支援センター管理運営事業においては、今後も、子育てに関する事業をより一層の充実をさせて欲しいとの要望がありました。

生活習慣病対策事業において、今後も昭和大学との連携を進め、検診データなどを活用し、医療費や介護予防の分析に活かして欲しいとの要望がありました。

鳥獣対策事業において、害獣の捕獲対策として先進地を例にして自然環境

に配慮した方法を調査研究して欲しいとの要望がありました。

観光宣伝・観光客誘致推進事業において、観光客に対して市内の観光スポットへの誘導を図るため、観光版タウンズ二カーバスを運行していたきたいとの要望がありました。また、桜まつりに関して、来訪者駐車場からまつり会場までシャトルバスを運行するようであるが、来年からは、駐車場から会場までの間を有効利用し商店等との協力を得ながら、徒歩によるアクセスを考えて欲しいとの要望がありました。

て相談業務を充実させて欲しいとの要望がありました。

学校給食センター運営事業において、給食センターの前の市道大明見下の水線の街灯を増設して欲しいとの要望がありました。また、本案に対する反対討論として、本予算には他の自治体で実施されている18歳までの医療費の助成、学校給食の無償化、児童館の整備、一般住宅改修への助成などの施策がみられず、また国保特別会計への税額抑制のための法定外繰出しの施策もないことから、平成29年度富士吉田市一般会計予算には反対である旨の討論がありました。

論がありました。

●特別会計・事業会計
特別会計は、下水道事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校等の6特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計、水道事業会計の2事業特別会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

れないため本予算には反対である旨の討論がありました。

●審査案件
議案第10号
富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
また、本案に対する反対討論として、国保税の負担軽減及び法定減免の対象範囲を拡大するため一般会計の法定外繰り出し金が必要であるが、平成29年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算は、これらの施策が見られ

総括質疑の中で、病院内レストランが今年の3月末をもって閉鎖されるようであるが、患者の家族、見舞い客及び職員の食事のために必要な施設であるので、今後も委託業者等と交渉し再び開設されるよう前向きに検討していただきたいとの要望がありました。

判定等審議会条例の制定について
議案第23号
平成28年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）

●審査結果
本案は、「富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正でありまして、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴い、育児支援・介護支援のさらなる充実を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められま

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市職員退職手当支給条例」の一部改正でありまして、

総務経済委員会

教育費の特別支援スタッフ事業の中で、臨床発達心理士が1名いるようであるが、今後は増員し

市立病院事業会計では、

議案第11号
富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第12号
富士吉田市職員退職手当審査会設置条例の制定

議案第13号
富士吉田市税条例等の一部改正について

議案第14号
農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備について

議案第15号
富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

議案第16号
富士吉田市特定空家等

退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設けるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市職員退職手当審査会設置条例」の制定でありまして、退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査及び審議するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市税条例等」の一部改正でありまして、「地方税法等」の一部を改正する等の法律」等の施行に伴い、軽自動車税の環境性能割を導入する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例」の整備でありまして、「農業協同組合法等」の一部を改正する等の法律」の施行に伴い、農業委員の定数を変更する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市小口資金融資条例」の一部改正でありまして、中小企業者等への経済支援対策として、利子補給金の交付率の引上げを1年間延長するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市特定空家等判定等審議会条例」の制定でありまして、市長の諮問に応じ、特定空家等に対する措置等について調査及び審議

するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市一般会計補正予算第5号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ3億2741万7千円を追加し、総額を230億5579万7千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金1億2360万5千円、不動産売払収入9055万4千円、特定防衛施設周辺整備調整交付金4205万2千円、指定寄附金3千万円等を増額するものであります。

歳出では、土地開発公社経営健全化基金積立金9055万4千円、特定防衛施設周辺整備基金積立金8770万円、職員手当等の人件費4545万7千円等を増額するものであります。また、繰越明許費とし

て、住民基本台帳事務事業外3件3385万9千円を追加し、平成28年度サンドボックス賃借料外6件1億7529万3千

文教厚生委員会

●審査案件

議案第17号

富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について

議案第18号

富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の一部改正について

議案第19号

富士吉田市介護保険条例の一部改正について

議案第22号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

議案第24号

平成28年度富士吉田市看護専門学校特別会計補

正予算(第1号)の債務負担行為を廃止するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●審査結果

本案は、「富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、国の施策に伴い、市町村民税非課税世帯等における第2子以降の保育料を無料化する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例」の一部改正でありまして、子育て応援医療費の助成対象年齢の

引上げを3年間延長するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市介護保険条例」の一部改正でありまして、第1段階に該当する第1号被保険者の介護保険料について、引き続き軽減措置を実施するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでありまして、今回、新町、浅間町、宮下町、泉町地区について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。本案は、平成28年度富

建設水道委員会

士吉田市看護専門学校特別会計補正予算第1号であります。今回、歳入歳出にそれぞれ775万7千円を追加し、総額を2億618万6千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金775万7千円を増

額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費775万7千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市水道事業会計補正予算第1号でありまして、今回、資本的支出につきまして、建設改良費を1万4千円増額し、総額を12億5513万5千円とするものであります。

また、新屋第2配水池用地取得事業につきまして、建設改良費6117万4千円を平成28・29年度の継続費として定めるものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●審査案件

議案第20号

財産の取得について

議案第21号

市道の認定について

議案第25号

平成28年度富士吉田市

水道事業会計補正予算

(第1号)

●審査結果

本案は、財産の取得であります。上吉田地区の市営住宅建替えに伴い、事業用地を確保するため、富士吉田市土地開発公社が所有する富士吉田市上

吉田字諏訪内5404番1外1万3654㎡の土地を1億2735万6866円で取得しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

決しました。

本案は、市道の認定であります。まして、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ設置に伴い、周辺道路の整備が必要となるため、富士小学校3号線及び米倉東線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められま



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

前田 厚子 議員



発達障がい の支援について

●1回目の質問

市民相談の中で子どもの発達障がいについて相談を受けた。その母親は、子どもが発達障がいと診断された時から発達障がいに関する様々な情報を集め、また今後、どのような対策があるのか1冊のファイルにして、同じものを一冊、私に預けてくださった。私は、そのファイルをもって何度も教育委員会や福祉課を訪ねた。

こうした多くの子ども達には、知的障がいをもっていないことから、障がいというイメージとは一見異なるように見える。しかし、幼

少期からの一貫した指導がないと二次的な問題が大きくなり、知的な能力は高くても社会への適応が難しくなることがある。

制度としての発達障がいの支援の重要性を痛感し、5点お聞きする。

1点目、以前、担当課に発達障がいなどの早期発見の為、5歳児検診を提案したところ、「もっと早くから細かく検査している」と答えを頂いた。その検査の結果、全体の何%位の方が発達障がい、または、その疑いがあると認識されたか。発達障がいと診断された時、どのような対応、また、支援に繋がってきたか。また、その時の問診票は、県からきているものか。お聞かせ願う。

2点目、市として、乳幼児健診に従事する保健師や保育士等が、発達障がいの知識を習得し、スキルアップすることも重要になる。市として必要な研修等持つべきだと感じるが、どのようにお考えか。お聞かせ願う。

3点目、障がいを持ったお子さんの将来について、ご家族の不安や孤立感は想像以上である。こうした不安感を解消するための「ペアレント・トレーニング」の現状と今後の取り組みについてお聞かせ願う。

4点目、約10年ぶりの自閉症やアスペルガー症候群の人を支える改正発達障害者支援法に対し、教育現場での個別の支援計画、指導計画の作成や事業主に雇用の確保が求められているが、市の対応は、どのようになっているかお聞かせ願う。

5点目、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、平成30年度には、精神障がい者が雇用率の算定の基礎に加わる。市としても積極的に雇用を推進したり企業への取り組みを考えていただきたいと思うが、就労のサポート体制についてお聞かせ願う。

●1回目の市民生活部長答弁

1点目の「発達障害の早期発見」についてであるが、3歳児までの乳幼児健診や育児相談において、疑いがあると思われる子どもの割合については、健診受診者全体の約8%となっている。その後、保護者の了承を得る中で、小児科医師による診察や心理相談員による「すこやか相談」に繋がっている。また、本市においては、乳幼児健診の問診票に県の問診票の項目を追加して活用している。

2点目の「早期発見・早期対応」ができる体制づくりについてであるが、保健師や保育士に対する研修については、専門的な研修への受講は既に実施している。また、各保育士に対する研修についても、障害を持つ子どもや気になる子どもたちへの関わりや知識を習得するために、各保育園において、研修を受講させ、スキルアップを図っている。

3点目の「ペアレント・トレーニング」の現状と今後の取組みについてであるが、ペアレント・トレーニングは、発達障害若しくは発達を心配する保護者が、子どもの特性に対して適切な接し方ができるようにするためのものである。

本市では、発達訓練を行う「すこやか教室」や、発達の相談を行う「すこやか相談」において、保護者の

子どもへの接し方や対応方法について、気付きや「学べる機会」を設けている。

4点目の教育現場における個別の支援計画等についてであるが、個別の支援計画等の作成については、法改正以前よりその重要性を認識し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、医療機関や福祉機関との連携を図っている。

また、事業主への市の対応については、障害者への就労支援を行っているところであり、雇用主への対応は行っていない。

5点目の就労のサポート体制についてであるが、本市が事務局となっている富士北麓自立支援協議会の就労部会において、障害者の雇用に関心のある企業に呼び掛けを行い、勉強会を開催している。その中で、安定した雇用を実現するためのサポートを行っている。

●2回目の質問

1点目、「すこやか相談」「すこやか教室」について、乳幼児期からその後の保護者への支援も対応されているとのことだが、出来れば聞いてくださる方に分かりやすく具体的にどのような内容の支援になるのか、お聞かせ願う。

2点目、新聞の対談で社会福祉法人プロップ・ステーションの竹中ナミ理事長が仰っている事だが、「1

子どもの障がい者を支援すれば、その後に続く1000人、10000人を支援する道が開ける。それは、当事者の意識変革に繋がっている。」と語られていた。

雇用を実現する為のサポートを行っているのだから、是非、雇用主への対応まで支援していただき、一人ひとりの自立を応援してもらいたいと思う。就労を勝ち取ってこそ切れ目の無い支援のゴールではないか。市の考えをお聞かせ願う。

3点目、発達に支援が必要な子どもさんと保護者を対象に、切れ目の無い支援を行う「発達支援システム」を取り入れる自治体が目立っている。

これは、障がい者福祉や医療、教育、就労などの関係機関がネット回線を通じて共有し、発達段階に応じた総合的な支援を目指すものである。

このようなシステムが、私は本当に必要だと感じるが、こうした取り組みについての市長の考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

1点目と2点目については、後ほど市民生活部長をして答弁いたさせる。

3点目の「発達支援システム」の導入についてであるが、各担当部署が個人の記録や支援記録としてデータを管理しており、システ

ムは既に構築されているものと認識している。

発達に支援が必要な子どもだけでなく、子どもの健康管理や福祉的な支援等に関する情報は、取扱いにおいて、特に慎重を要する個人情報であるので、適切な取扱いを踏まえた上で、継続的な支援体制が図られるよう努めていく。

●2回目の市民生活部長答弁

1点目の発達障害の具体的な支援内容についてであるが、「すこやか相談」については、将来、身体・精神発達面で障害を起こすおそれのある乳幼児を対象に、心理相談員が子どもそれぞれの発達状況に合った個別指導を実施するものである。

また、「すこやか教室」では、臨床心理士や音楽療法士、保育士が講師として、子どもが集団における集いや遊びを通じて、社会性を身に付けるための取り組みを実施するものである。

早い子どもでは4カ月健診から、遅くとも1歳6カ月健診において、身体・精神発達面での障害のおそれのある乳幼児を把握し、「すこやか相談」や「すこやか教室」に繋げており、子どもの特性に合った育児ができるよう引き続き支援を行っていく。

2点目の雇用主への市の対応についてであるが、市としての責務は障害者への

就労支援であり、雇用については、法律に定められた雇用する側の義務として取り組むべき課題であると認識している。

●3回目の質問

発達障がいの方々の多くは、障害手帳の交付も無く、障害年金ももらえない。この方々を就労に結びつけなければ、やがて生活困窮におちいることは、容易に想像がつく。

1点目、市として、個別の雇用の推進が、できないのなら商工会議所として、法定雇用率の就労基準が充たされているのか。また、障がいの者の雇用の実態を調べることは可能か。

2点目、障害者差別解消法が制定されたその上で、目に見えない障がいを企業に理解していただくことを働きかけていただけないか。市の考えをお聞かせ願う。

●3回目の市民生活部長答弁

障害者の就労支援については、市の責務として取組み、障害者が自立した生活を送れるよう、強力にサポートしているところである。

1点目の富士吉田商工会議所における障害者雇用の実態調査についてであるが、富士吉田商工会議所では、障害者雇用の実態調査に対する法的な責務を負っていないことから、実態を把握することは困難である

と認識している。

2点目の、目に見えない障害を企業に理解していただくような働きかけていくことについてであるが、富士北麓自立支援協議会の就労部会において、障害者の雇用に関心のある企業と勉強会を開催して、障害への理解や雇用における注意点を認識していただき、障害への理解を深めていただくよう対応している。

子育て世代の 隙間を埋める 支援について

●1回目の質問

子育て支援センターがよいよオープンした。子育て真っ最中のお母さん方から、市で考えてもらいたいとの声を伺う機会があった。

1点目、子どもが具合が悪くなった時に、夜間の小児救急医療センターがある。このセンターは、平日は午後7時から0時までである。この時間帯を延長することは、まだ大きな課題が残っている」と認識している。

そこで、活用されているのが、「8000番」である。しかし、この時間帯が平日の午後7時から翌朝の7時までとなっている。どちらも平日は、開始が夜の7時からとなっており、比較的孩子が熱を出す夕方、5時から7時までの間

が、すっぱりあいている。

ご承知のように県の産前・産後ケアセンターでは、365日24時間体制で電話相談を受けている。

本市においても、空白の2時間だけでも電話相談をしていくことも検討していただきたいと思うがどうか。

2点目、産婦の出産後の健診の費用について、国の今年度予算の中に産後うつ予防に向け、健診費用助成事業2回分が創設されると聞いている。県内の市町村で一番に産前・産後ケアセンターの創設をした本市である。子育て世代の応援のために実施に向けて取り組んで頂けないか。市の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

1点目の「小児救急電話相談 8000番」の時間帯の改善についてであるが、山梨県が開設している電話相談は、土曜日を午後3時から翌朝7時まで、日曜・祝日を午前9時から翌朝7時まで拡充されたところである。

「小児救急電話相談 8000番」は、安心して相談できる重要な支援であることから、午後5時から午後7時までの相談体制がさらに確保できるよう、山梨県に対し、要望していく。市独自で電話相談を開設することについては、午後5時から午後7時まで

の間については、診察可能な医療機関もあるので、開設は検討していない。

2点目の産婦の出産後の健診費用についてであるが、「赤ちゃん全戸訪問」において、来年度から「産後うつ」のチェックリストを用いた指導・相談を実施し、早期発見・早期支援に繋がりたいと考え、検討していく。

●2回目の質問

1点目、小児救急電話相談「8000番」が、より充実するよう市長から再度、山梨県への要望をお願いする。

市独自の電話相談も子育て支援センターが、夜の8時まで開館しているのので、「開設は出来ない」という後ろ向きな答弁ではなく検討していただきたいと思うがどうか。

時間外に診察できる医療機関も一覧表にして、母子手帳交付時に差し上げるなど工夫していただきたいと思うがどうか。市の考えをお聞かせ願う。

2点目、私が質問しているのは、医療機関で出産をして退院した後、初めて赤ちゃんと一緒に受けるお母さんの健診に係る費用への助成のことである。出産を終え退院する時に、殆どのお母さんが一カ月健診の予約をしていける。子育て支援策の産後うつ予防の取り組みには欠かせ

ない事業かと思うが、今一度お聞きする。市の考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

1点目の市独自の電話相談体制の開設についてであるが、午後5時から午後7時の間については、診察可能な医療機関もあり、また、県の産前・産後ケアセンターが実施している、365日24時間体制の電話相談を活用することで対応可能であるので、開設は検討していない。

また、時間外に診察可能な医療機関の一覧表については、既に母子健康手帳の交付時に「子育てサービスガイド」や富士吉田医師会が発行する「富士北麓地域医療機関ガイドマップ」をお渡ししている。

2点目の「産婦の出産後の健診費用の助成」については、本市において、専門の看護職が「赤ちゃん全戸訪問」において、「産後うつ」のチェックリストを用いた指導・相談を実施するとともに、本市の産前・産後ケアセンターにおいて、産後の母親の相談を受けるなど、子育て世代に対する相談しやすい環境を整備している。

健診費用の助成については、国の動向を見極める中で、前向きに検討していく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

奥脇 和一 議員



災害に対する安全性の確保と防災力強化について

●1回目の質問

堀内市長におかれては、3期目の2年もまもなく過ぎようとしている。この10年を振り返り、私の中で最も大きな印象にあるのが、全国各地で頻発する想定外の大規模自然災害である。

平成23年3月に発生した東日本大震災、この災害により多くの皆様が亡くなり、6年過ぎた今も、災害の傷跡が多く残っている。

また、平成26年9月に起こり、多くの登山者をまきこみ多くの死者、行方不明者を出した御嶽山の噴火災害。その後発生した、口

永良部島、大涌谷、桜島の噴火など、活火山である富士山を抱える地域として、大変不安な気持ちになるものである。

平成26年2月、関東甲信地方を襲った記録的な大雪災害なども記憶に新しいところである。また、地球温暖化による、近年の台風の大規模に伴う記録的な豪雨、平成26年9月に発生した茨城県常総市鬼怒川の決壊による1万棟以上の住宅等浸水被害。昨年4月に発生した、最大震度7を2度記録した熊本地震など、頻発する大規模自然災害の怖さを痛感した。

私も、熊本の地震災害の被害状況等を視察すべく、昨年11月9日、議員全員研修の一環として、熊本県内でもっとも被害が大きかった益城町を訪れた。町役場の皆さんから被害状況を聞く中で、この地震が町の景観やそこに暮らす人々の生活基盤まで、ずたずたに破壊した様子を目の当たりにした。仮設住宅等で不自由な生活を強いられている住

民の皆様の状況についても視察させていただき、被災者の皆様から貴重な生の声をお聞きした。

その中で、私は防災対策の事前の必要性和地域住民の結びつき、助け合い、自助、公助の必要性、地域としての防災体制・防災力の強化の必要性、また行政の役割としても市民の生命・財産を守る防災、減災への取り組みは、大変重要な課題であると痛感した。

本市では、昨年4月6日に富士山火山噴火時における広域避難に関する覚書を甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市の5市と結び、昨年8月21日に県内で初めて、富士山火山噴火を想定した広域避難訓練が実施された。

富士山に近い松山・上宿・新屋連合自治会で広域避難場所に想定した富士河口湖町大石小学校、河口小学校へ自家用車による避難訓練を実施した。

参加者が、概ね300台程度の自家用車による避難訓練で、予想外の渋滞が発生するなど、避難にあたっての多くの課題が浮かびあがった。

そんな中、10月に本市で行われた「日本火山学会2016年度秋季大会学術講演会」で県富士山研究所の吉本充宏先生より、国の天然記念物・溶岩洞窟「雁ノ穴」の山頂側の割れ目が噴

火口であるとの調査結果が出された。火口が道の駅富士吉田の約2km南西と市街地に近いため、地域住民の皆様からも不安の声が寄せられているところである。

堀内市長は、2期目の最重要政策の1つとして「安心・安全のまちづくり」を掲げ、また3期目も中間地点がまもなく過ぎようとしている。そこで、この10年間を振り返り、富士山の火山防災対策も含め、特に災害に対する安全性の確保と防災力の強化について、市民の皆様も大変関心があるので、ハード面・ソフト面でのどのような施策を実施し、どのような成果があったのかをお聞きする。

●1回目の市長答弁

「安全安心のまちづくり」を進めるための防災対策は、東海地震や富士山火山噴火などが懸念される本市にとって重要政策として位置付けており、発生が想定される各種災害の防災対策について積極的に進めてきた。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災、震度7の地震が連続して発生した熊本地震は、避難所の運営や避難行動要支援者対策のほか、緊急輸送路や避難所の耐震化などのハード面についても、多くの教訓と課題を残した。

本市の取組みとしては、避難所の開設や運営につい

て具体的な活動内容を示した避難所運営マニュアルを整備し、各地域の自主防災会などに配布した。

命を繋ぎ健康を維持する避難者の食糧備蓄は、これまでの3日間分から7日間分まで備蓄量を増やし、新しく整備した学校給食センターでは、避難者におにぎりを提供できる炊き出し機能を有した上、食物アレルギー対応食の備蓄も今年度より始めたところである。

ハード面の課題に関する施策であるが、緊急輸送道路のうち、市道新倉南線から新倉河口湖トンネルの開通により輸送が着実に進められるものと考えている。

(仮称)富士吉田北及び南スマートインターチェンジの整備により、東京、静岡方面に向けた交通がより円滑化され、多方面における緊急輸送道路が充実することとなるので、これらの事業の進捗を図っていく。

公共施設の耐震改修については、災害発生後の二次避難所には、市内小中学校等を指定しており、これらの体育館本体については、平成24年度までに耐震改修工事が完了している。また危険性が高いと指摘されている吊り天井を撤去するなどの対策を順次施していく。

高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対する防災対策であるが、市及び近隣町村の19の施設と災害時

における受入れに関する協定を締結するとともに、各施設には、富士吉田市福祉避難所マニュアルを配布し、避難対象者の受入手順や運営体制の整備などを示したところである。

地震以外で経験した災害としては、平成26年2月の大雪災害がある。各方面への交通手段は全て遮断され、市民生活に大きな影響をもたらした。大雪災害対策本部を直ちに設置し、対応にあたり、事後もその内容を報告書としてまとめた。またホイールローダーや手動の除雪機を増設するなど、大雪に対して万全を期している。

平成26年9月に発生した御嶽山噴火は、噴火警戒レベル1の状況から発生したものであり、多くの登山客を迎える富士山にとっても対岸の火事ではない。本市においても専門的に取り組む必要があるとの考えから、平成26年11月に富士山火山対策室を設置し、国、県、各種研究機関等と連携する中で火山噴火対策に取り組んでいるところである。

富士山で大規模噴火が発生した場合、富士北麓地域外への広域避難が必要になると想定され、昨年4月6日には国中地域の5市との覚書を締結した。

登山者に対する安全対策についても、平成27年の開山前に、富士山吉田口旅館

組合に対し、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル1000セット分の整備を支援し、今年度も引き続き、800セット分の支援と3軒の山小屋に対し飛散防止フィルムを設置工事に対する支援を行った。

さらに、富士山火山噴火の減災対策としてのハード面における事業を推進するため、平成27年1月に「富士山火山噴火対策砂防事業促進期成同盟会」を設立し、国土交通省並びに財務省などに対策を要望した。

●2回目の質問

災害対策に万全はない。常に訓練を重ね、準備することは、防災・減災には欠かすことの出来ないものである。

特に、昨年行われた富士山噴火を想定した広域避難訓練では、特定した地域の避難のみで、最大300m余りの交通渋滞が発生した。このことにより、5万人の市民が一斉に避難したらパニックになるのではないかと、

「さらに離れた場所にある実際の避難所にたどりつくことができるのか」など、多くの課題が浮かび上がった。

私は、富士吉田市だけでなく、富士北麓地域全体でこのような広域訓練を実施すべきだと思い、国・県、警察等の連携、協力も必要

不可欠であると考えている。富士山が噴火してから300年以上経過した今、命を守る対策が急がれている。

安全性の確保と防災力の強化の観点は、引き続き大変重要な施策だと考えている。先ほど述べた富士山の火山噴火に伴う広域避難に関する課題の解決に向けた取り組みが重要だと認識する中で、市長は、所信で今後周辺自治体や関係機関を含めた実践的な訓練に向け取り組みたいとの発言もあった。

私も今後、本市だけでなく、富士北麓地域の町村等と呼びかけ、より実践的な広域避難訓練を実施すべきと考えるが、この具体的な計画も含め、今後市長は突発的で、大規模化する様々な災害に対する安全性の確保と強化について、どのような施策の展開を図っていくのかお伺いする。

●2回目の市長答弁

富士山火山噴火における実践的な避難訓練に向けての計画についてであるが、今後、周辺自治体で構成する富士山火山防災協議会や山梨県等と、実施に向けた具体的な計画を作成していきたいと考えている。

今後の防災に関する施策の展開についてであるが、自助、共助、公助のバランスの取れた防災対策を推進していくことが重要である

と認識している。

まず、自助の推進と施策については、災害に遭遇した時に、自分の知識や技能で命を守ることが求められるため、平成27年に設立された富士吉田防災士会と相互協力の協定を締結した。

共助については、二次避難所や福祉避難所についての対策を推進するため、自主防災会の防災計画や防災マップの作成に対する支援など、地域の防災力の強化に繋がる施策を進めていく。公助については、被害の想定上、最大の避難者数に対応でき、市民の皆様が安心できるような生活用品や救急用品などの整備を着実に進めていく。

また、本年1月に富士吉田ミネラルウォーター保全協会と飲料水提供に関する協定を締結し、さらには、自動車のバッテリーなどの電源により、プールの水などを飲料水に変えることのできる浄水器を二次避難所に配備していく計画を進めている。

富士山の冬山登山について

●1回目の質問

昨年12月22日に行われた平成29年夏の富士山有料道路「富士スバルライン」のマイカー規制について、検討委員会において、富士山

の環境保全と安全安心登山の観点から、県提案のマイカー規制期間7月10日～8月31日の53日にに対し、9月10日までの10日間延長し、63日とした英断については、敬意を表すものである。

富士山登山については、開山期の7月～9月以外の登山道は通行止めとなつていにもかわらず、冬山登山による積雪や強風による滑落事故等が後を絶たない状況である。また、遭難者を救助する救助隊にも厳しい気象状況等で、二次遭難の危険性もある。

常日頃から、富士山の安心安全登山を推奨している市長に、富士山の冬山登山についての考え方と、冬山登山抑制のため、今までどのような対策をしてきたかお聞きする。

●1回目の市長答弁

富士山の冬山登山の考え方については、滑落事故が頻繁に発生しており、後を絶たない状況である。「富士山における適正利用推進協議会」において、富士山における遭難対策や環境保全の観点から、富士登山における安全確保のためのガイドライン」が作成されており、登山計画書の提出などのルールが定められている。

しかしながら、夏山期間以外の登山者等の遭難や滑落事故が後を絶たない現状

を鑑みると、当該ガイドラインでの行政指導では、抑止効力が乏しいと判断せざるを得ない状況であり、より実効性のある方策が必要であると考えている。

次に、冬山登山抑制のための対策についてであるが、昨年9月20日に後藤斎山梨県知事に対し、夏山期間以外の登山抑制の実効性を高める方策の検討を求めた要望書を地元自治体等の首長の連名にて提出した。

また、昨年12月から毎週土曜日に、山梨県、山梨県警及び地元自治体等と連携し、吉田口登山道「馬返」「中ノ茶屋」において、登山計画書の提出や装備品の確認など、登山者への啓発指導を継続して実施している。

さらには、富士登山関連ホームページにおいて、昨年12月から、夏山期間以外の登山に関する注意喚起を併せて実施している。

●2回目の質問

富士山を抱える地域として、救出での二次遭難の心配もある。私としては、富士山の閉山期、特に危険な冬山登山について、より実効性があり、強制力のある対応が必要であると考えている。そんな中、2月18日の山梨日日新聞紙面において、「安全登山へ県条例」との大きな見出しが流れた。

記事は、山梨県が新年度より多発する山岳遭難を防

ごうと、登山の安全対策について、条例化を視野に検討委員会を設置するという内容である。これは、富士山の安全登山の重要性を常に主張し、山梨県に働きかけてきた堀内市長を初めとする富士北麓地域の首長の取り組みや、知事への要望活動等によるものだと考える。富士山の冬山登山対策に対する、より有効性のある県条例制定の実現や冬山登山に対する危険性の啓発活動等について、今後、富士北麓地域の代表として、どのようなリーダーシップを発揮され、対応をしていくのか、市長の考えをお聞きする。

●2回目の市長答弁

今後の富士山の冬山登山対策に対する富士北麓地域の代表として、どのようなリーダーシップを発揮し、対応していくのかについてであるが、先ほど答弁したとおり、後藤斎山梨県知事に対し、夏山期間以外の登山抑制の実効性を高める方策の検討を連名にて提出した。

この要望書に対する措置として、山梨県において、来年度から条例化を視野に、安全登山の対策を検討する委員会設置の動きに繋がったものと認識している。

今後においても、山梨県及び関係機関等と連携を図る中で、強力にその実現に向け対応していく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

羽田 幸寿 議員



企業誘致について

●1回目の質問

2月の広報紙に市民、事業所などによる第6次総合計画策定に伴うアンケートとして、1Q、富士吉田市の住みよさから7Q、産業育成の方向、まで7つの項目について、結果が掲載されていた。

アンケート4Q、人口減少への対応方策、5Q、結婚・出産・定住に必要な方策、7Q、産業育成の方向の回答の多くに、企業誘致、雇用確保を進めて欲しいとの回答があった。

以前、「企業誘致」に積極的に取り組む和歌山県橋

本市へ行政視察をした。人口約6万5千人、若者が定住できる元気なまちを目指して、平成17年より本格的に企業誘致に取り組み、現在33社の企業が用地を取得し、28社が操業し、平成28年4月現在で、そこに働く従業員数が745人のうち、新規地元雇用者が308人の事である。

用地については、関西の有力企業が所有する分譲住宅用地として整備予定であった大規模未利用用地を有効活用するため、橋本市と連携して、工業団地として整備をした。

現在も第一次事業計画として、開発面積84ha、有効宅地面積29haの造成工事を平成31年度工事着手にむけ準備を進めている。

本市では、大型産業集積エリア整備として、剣丸尾西土地地区画整理事業が進められているが、まずは進捗状況をお伺いする。又、そこに進出予定の企業は交渉中なども含めて、何社ほどいるのかお伺いする。

次に、富士吉田市企業立

地のご案内」のパンフレットには、本市が斡旋する事業用地として、3カ所掲載されている。その内1カ所は企業進出が決定しているとの事だが、まだまだスポット的な用地確保に頼るしかないのではないかとと思うが、用地確保の現状はどうなっているか。今後の取り組みについてお伺いする。

進出を検討したい企業は現在何社あるか。今後、企業に対してのアプローチはどのように行っていくのかお伺いする。

次に企業誘致に関連することだが、(仮称)富士吉田北スマートインテグレーション周辺土地利用についてお尋ねする。

当該地域は、農業振興地域であるが、過去、農業振興地域除外を強くお願いした経緯がある。国の農業政策等で除外は困難であるとお話をいただいたが、今、現地の状況は、私が一般質問した平成25年当時より一変した。スマートインテグレーション工事、それに伴う道路整備工事、又、近隣企業の社員駐車場など、ここ

が農業振興地域なのかと思う程の現状である。当該地は、本市が主体となり、企業誘致の用地として、農振地域除外に向け、積極的に働きかけていくしかないと思う。

過日、平成29年度山梨県予算が発表され、県内での

整備済みの工業団地が不足している中で、市町村による工業団地の造成を支援するための基礎調査や、基本整備の費用を補助する取り組みを始めるとの事だが、その制度も考慮しながら、スマートインテグレーションの供用開始後ではなく、富士吉田市の北の玄関口にふさわしい計画を早急に立てていくべきだと考えるが、堀内市長の考えをお尋ねする。

●1回目の市長答弁

まず、剣丸尾西土地地区画整理事業の進捗状況及び進出予定企業についてであるが、進捗状況については、事業計画の認可に向けて、昨年9月下旬から仮換地指定のための地権者個別説明を始めており、本年2月14日時点で合意書の提出者及び提出予定者を含め、面積比で約8割の合意に至ったところである。

進出予定企業については、大和ハウス工業株式会社とコーディネーターとして数社の企業との間で交渉をしている状況である。

仮換地指定の合意が9割を超える状況になった時点で、企業側の承諾に向け、交渉をより強化することとしており、引き続き連携を図っていく。

次に、企業立地用地の確保及び今後の取組みについてであるが、市内の一定面

積以上の民有地を事業用地として登録し、市内に進出意向のある企業と土地の所有者との間における売買又は賃貸を仲介し、本市への企業集積の充実や市民雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化に繋げることが目的に、富士吉田市企業誘致等私有地土地活用台帳登録制度要綱」を定め、事業用地の斡旋を行っている。

一方で、進出を希望する企業の多くが、直ちに操業したいというケースが多く、本市の場合、工業団地のような直ちに斡旋できる用地が少ないことや民間所有地をまとめる時間的な制約等から、全ての進出希望企業が必ずしも企業立地に結び付かないという現状がある。

進出希望企業がありながら、斡旋できる用地が少ない現状を補完し、企業立地に結び付けるため、現在、山梨県宅建協会加入の市内不動産事業者、市内金融機関、開発事業者等と連携し、(仮称)産業用不動産活用ネットワーク」を設置する準備を行っている。

今後においては、情報管理や手続き等の詳細なルールを定め、早期に運用していく。

この(仮称)産業用不動産活用ネットワーク」では、富士吉田市企業誘致等私有地土地活用台帳登録制度要綱」に基づく登録用地の拡充を図るとともに、

各機関へ進出希望企業の情報を提供することにより、一定期間で企業立地に結びつく可能性のある物件を回答いただくことができることになる。

このネットワークを活用して、ビジネスの拡大や顧客サービスの向上が期待されることから、地域経済の活性化に繋がるものと考えている。

次に、進出を検討している企業の状況についてであるが、本市に直接、又は山梨県の企業立地担当を経由して、事業拡大による移転を含む企業立地を検討している企業は、この1年で12社あった。その内1社が本市に立地することとなり、現在も様々な段階ではあるが4社で斡旋を継続している。

(仮称)産業用不動産活用ネットワーク」の関係機関と連携しながら、市内への企業立地を積極的に進めていきたいと考えている。

次に、(仮称)富士吉田北スマートインテグレーション周辺の土地利用についてであるが、現状、用途の制約があるが、取り巻く環境の変化を踏まえ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を検討していく。

●2回目の質問

(仮称)産業用不動産ネットワーク」について、金融機関、開発事業者など、官民一体となり、情報の共

有化を図り、素晴らしい成果につながるよう期待している。先程の答弁では、早期に運用することだったが、具体的にはいつからなのかお尋ねする。

次に堀内市長、答弁の中で事業拡大による移転を含む企業立地を検討している企業は、この1年で12社あったとのことだが、その中に既に市内で操業していて、事業拡大等で移転を考えている企業はあるか。

民間においては、移転等の情報を把握しており、仮にその情報が皆で共有されていたら、今後は市内から市内へ移転していただけるような仕組みが構築できるのではないかとと思う。又、

当市での企業誘致条例（奨励金）、企業立地助成金は、市内で操業、営業している企業は対象になるのか。対象になるのであれば、なお一層の周知を図っていくべきだと思いが、お尋ねする。

次に（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジ周辺の土地利用について、堀内市長答弁のとおり、現状、用途の制約があり土地利用は大変厳しい状況は理解できるが、その現状である農振地域という制約を打破していくには、本市が具体的な計画を立て、進めていくしかないと思う。

私は、第6次富士吉田市長総合計画を立案していく今、本市の北の玄関口にふさわ

しい計画を盛り込み、それを具体化していただきたいと考えるが、堀内市長の考えをお尋ねする。

●2回目の市長答弁

まず、（仮称）産業用不動産活用ネットワークの運用についてであるが、このネットワークについては、現在、関係団体との調整をほぼ終えたところである。

個人情報や企業情報の取扱いに関する要領等を整備し、本年4月から運用していきたいと考えている。

次に、既に市内で操業していて、事業拡大等で移転を考えている企業の有無についてであるが、現在2つの企業から報告を受けている。

次に、本市の企業誘致条例及び企業立地助成金制度による支援についてであるが、既に市内で操業している企業であっても、投下固定資産の額や新規雇用における市民採用等の条件を満たす場合については対象となる。昨年度も1社がこの制度を活用し事業拡大している。

（仮称）産業用不動産活用ネットワークの運用と併せ、情報収集力を強化し、企業誘致条例及び企業立地助成金による支援制度の周知を図ることにより、企業立地の促進と市内企業の流出を防ぐべく努力していく。次に、（仮称）富士吉田

北スマートインターチェンジ周辺の土地利用に関する計画についてであるが、農業振興地域の除外は大変難しいものではあるが、現在策定を進めている第6次総合計画における議論の中で、農業振興地域の除外の可能性を見極めながら、周辺地域の土地利用について検討していきたいと考えている。

地場産業の織物について

●1回目の質問

アンケート項目の7「産業育成の方向」中で、企業誘致で産業規模拡大の次に割合が高かった中小企業・地場産業の支援について、本市の地場産業と言えは織物だが、現在非常に厳しい状況である。その中でも、下請け中心の産地から、近年、若手経営者の努力により、独自ブランドを打ち出し、高品質の商品を生み出していると聞いている。

何年か前までは、山梨県の施設として、地場産業振興センターがあった。しかし、取壊しされ、現在、織物協同組合が店舗を借りて運営しており、地場産業である織物をこの地を訪れた方々に紹介できる施設がない。

300年以上の歴史を持つこの郡内織物を後世に引き継いでいく為に、又、経

営者の方々の拠点として、ふじさんミュージアムならぬ、おりものミュージアムが必要だと考えるが、堀内市長の考えをお尋ねする。

●1回目の市長答弁

本市の織物は、西暦967年、平安時代の法律に關して定めた「延喜式」という書物に、「税として絹織物を納める」という記述があるなど、1000年以上も続く大変歴史のある産業であると言っても過言ではないと考えている。

そのような長い歴史を持つ本市の織物は、現在、高い技術と伝統に裏打ちされたクオリティの高さを武器に、世界的なブランド製品を供給するなど高級な製品を国内外に提供している。

若い世代の担い手が、東京造形大学の学生と連携した新しい素材制作や製品づくりを行う「フジヤマテキスタイルプロジェクト」や、独自ブランドを立ち上げ、誇りを持った製品を直接消費者に届ける「ヤマナシハタオリトラベル」の取り組みが、長い時間を掛けて今、多くの百貨店や良質な製品を求めるユーザーの支持を集め、着々と成果を上げつつある。

また、地方創生交付金を活用した織維産業の活性化に向けた事業を展開しており、昨年度の「ふじよしだせんいサミット」の開催を

経て、本年度の事業に取り組みに当たって、「本地域の織維産業を守り発展させるために必要なことは何か」について、時間を掛けて議論した上で課題を共有し、目標を明確にして課題解決に向けた事業を進めている。

現時点においては、優先すべき事業にしっかりと取り組む、土台となる環境を整備した上で、本地域の織維産業にとって必要な機能を有した拠点の整備について検討していきたいと考えている。

●2回目の質問

私も、以前、織維産業に関わった一人として、又、織物が生活の糧としての生まれ育った地区の今昔を思うと、地場産業の織物を取り巻く環境の激変には心を痛める一人でもある。

その中で、堀内市長答弁のとおり、若い世代の担い手による新しい素材制作や製品づくり、独自ブランドの立ち上げなど、色々な取り組みには目をみはるものがあり、又、本市としての取り組みには尚一層の努力をお願いする。

経営者の方々の拠点として、又、この地に訪れた方々へ織物を紹介できる施設が必要との質問をした。答弁の中で、優先すべき事柄の一つに、「本地域が優れた織維産地であることを認知さ

せること。」とある。商品による認知は当然だが、この地に訪れた方々へ認知していただく為の、織物を紹介できる施設が、本市として当然必要だと考える。

若い世代の担い手の為に、同時進行で、その施設の整備をすべきだと考えるが、堀内市長の考えをお尋ねする。

●2回目の市長答弁

織維産業については、これまでの様々な取り組みにより、成果を上げつつあること、現在、事業者の皆様と「本地域の織維産業を守り発展させるために必要なことは何か」について、時間を掛けて議論した上で課題を共有し、目標を明確にして課題解決に向けた事業を行っていることを先ほど答弁した。

これらの取り組みは、本織維産地の維持継続・発展に関わる根本的な課題解決に目を向けるものでもある。織維産地の拠点としての施設の必要性も十分認識していることから、現在取り組んでいる事業の進捗状況を勘案しながら、本市の織維産業に必要な機能を持つ、拠点となる施設整備についても検討していきたいと考えている。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



子どもの貧困について

●1回目の質問

2015年に政府が発表した数値では、子どもの貧困率は16.3%、約6人に1人であり年々増加している。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、調査及び研究等を地方公共団体に求めている。実態調査は進んでいるのか、子どもの貧困への認識をお聞きます。

解決策として、いくつかお聞きする。まず、貧困をなくすための総合対策と数値目標を掲げた貧困対策計画を策定することが必要だ

学校、子どもの居場所つ

くり、子ども食堂に取り組担当、スクールソーシャルワーカーの配置によって学齢期の貧困対策の充実を図るべきだ。いかがか。

●1回目の市長答弁

日本の子どもの相対的貧困率は、1990年代半ば頃から概ね上昇傾向にあり、全国的に子どもの貧困が進んでいる状況であると認識している。

次に、実態調査についてであるが、貧困把握のための調査については、主観的な部分が大きいことから、本市においては調査を実施する予定はない。

次に、子どもの貧困対策計画についてであるが、本市の貧困率は本年度6.8%となっており、全国平均と比較しても決して高い数値ではない。本市としては、貧困率が悪化しないよう現在実施している様々な支援策を継続して実施していくことが重要であると考えているので、現在のところ策定する予定はない。

次に、貧困対策ネットワークについてであるが、市内関係課や児童相談所、社会福祉協議会、民生委員などが連携を取り、自立支援、子育て支援を実施しているところである。この連携を更に強化して貧困対策のネットワークを実現していきたいと考えている。

次に、ひとり親への支援についてであるが、現在母

子父子自立支援員を中心に相談やハローワークと連携して就労支援を行っている。加えて、ひとり親家庭の子どもに対する保育園への優先入園や保育料の減免等の支援に努めている。

次に、就学援助制度の充実についてであるが、まず、認定基準の周知は、保護者にわかりやすいものとするため、現在、周知文書の見直しや申請手続きの簡略化を検討しているところであり、来年度から新たな手続きとして対応していく。

また、対象の拡大については、以前、生活保護の認定基準とされていた国の補助制度から、平成17年度に市町村の補助制度として移行された後、本市独自にその基準を1.2倍としたことから近隣の市町村と比較した場合その対象は広がっているものと認識している。更なる上乗せについては現在のところ考えていない。

また、入学準備金の支給時期については、平成30年度に入学する児童と生徒から入学前の支給を実施していく。

次に、専任の就学援助担当者、スクールソーシャルワーカーの配置についてであるが、総合的に支援を行うことを目的として、来年度から学校訪問アドバイザー、自立支援指導員、特別支援教育支援員を発展的に

統合させ、「総合教育支援員」として配置することとした。これにより、学齢期の貧困対策の充実が図られるものと確言している。

中小企業振興基本条例の制定について

●1回目の質問

2014年6月、小規模企業振興基本法が施行され、昨年3月には山梨県中小企業・小規模企業振興条例が施行された。条例の目的として「中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の経済の健全な発展および県民生活の向上に寄与すること」としている。当市も地域循環型経済の発展と地域内発型中小企業の振興が求められている。

中小企業家同友会は、衰退にある地域経済を中小企業振興・内発型産業振興で活性化させるため、自治体が財政破綻を回避し、10年20年先を見据えた産業振興が必要となっている。いま、自治体が10年先を見据えて『基本条例』を制定し、中小企業を軸に産業振興を進めることが求められている」としている。県内でも昨年12月に甲府市が条例を制定している。

他市の例では、商店街活性化推進事業、新製品開発事業、地場産業等創出支援事業、雪対策設備設置補助金、福利厚生施設設置助成事業などに助成金が出されることを示したのをはじめとして、自治体の中小企業振興に対する基本的な姿勢が打ち出されている。当市でも条例を制定していくべきではないかと考えるがいかがか。

●1回目の市長答弁

平成26年6月に施行された小規模企業振興基本法は、条例の制定を求めているものではなく、いかに必要な中小企業・小規模企業の振興に関する施策を提供していくかを定めたものであると認識している。

本市においては、融資幹旋・利子補給事業として設備資金や運転資金の支援を行っており、特にリーマンショック以降は、県内市町村で率及び限度額が最も有利な利子補給を実施している。

また、来年度においては、現在実施している本市小口資金融資制度の利率を市内金融機関と連携し、山梨県小規模サポート融資制度を含め、県内他市町村の小口資金融資制度の中で最も低い利率での貸出しを予定している。

また、富士吉田市勤労者共済会を設置し、市内に勤務し、又は居住する中小企業勤労者等のための総合的な福祉事業を実施している。

では、条例制定の有無に関わらず、他市町村より先行して、既に様々な事業を提携していることから、現時点では、中小企業・小規模企業振興に関する基本条例の制定は考えていない。

市営住宅政策について

●1回目の質問

公営住宅法は、第1条で「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」としている。法第3条には、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するためには、公営住宅の供給を行わなければならない」とされている。

そこで伺う。市は公営住宅の戸数について、約20年後には750戸へと削減する計画を持っているが、あらかじめ削減ありきというのはこの法律に照らしてどうなのか、市長の公営住宅政策に対する基本的な考え方をまずお聞きする。

次に、新たに上吉田地域に建設予定の市営住宅に関してお聞きする。

建設に伴って、いくつかの市営住宅が用途廃止となり、お住いの方は転居せざるをえなくなる。説明会も開かれたが、住んでおられる方の本音のとして「長年住み慣れたこの場所ですごくまで暮らせた」と等の声を聞いた。心情を思いやれば、当事者によりそって事業を推進すべきだといえる。

次の移転先、移転方法や費用について親身の相談にのること。新設される市営住宅に移転する人には、現行の家賃と比較して著しく高くなることを避けるために、すでに傾斜家賃が提示されているが、法律第43条には「新たに整備された公営住宅に入居させる場合に、公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要がある」と認めるときは、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする」とある。これを活かして減額すべきだといえる。

次に入居条件に関してお聞きする。入居の資格に市町村税を滞納していないこととがある。困窮している方が、生活保護を受け生活の立て直しをしようと現在お住いの民間アパートではなく、市営住宅への入居を希望しても、税の滞納があることで閉ざされた。生活

困窮の方が市営住宅に入ることによって生活を立て直し、税の滞納についても解決できるという組み立てはこの条例ではできない。公営住宅法は入居者の資格として税の滞納についてはふれていない。

この規定を見直して、法の精神にあるように、すべての低額所得者が申請できるようにすべきだと考える。

●1回目の市長答弁

まず、私の公営住宅政策に対する基本的な考え方に付いてであるが、公営住宅法の目的のとおり、健康で文化的な生活を営むため、低廉な家賃で良質な公営住宅を供給することは当然のことであるが、公営住宅の管理戸数は本市の身の丈に合った適正な数でなければならぬものと考えている。

このことから、平成22年度に策定した「富士吉田市公営住宅長寿寿命計画」において、公営住宅を取り巻く社会的状況や建物の老朽度、入居世帯の状況、将来人口の推移等を総合的に検討した結果を反映したものであり、秋山議員御指摘の削減ありきには全く当たらず、極めて適正な計画であると自負している。

次に、上吉田地域に建設予定の市営住宅についてであるが、長年住み慣れた場所に暮らしたいとの御指摘

だが、老朽化した住宅を建て替える必要とする住民の方に対し、安心安全な住宅を供給することが私の責務であると考えていることから先ほど答弁した計画に基づき建替えを行うものである。建替えにより退去となる皆様については、これまでと同様に丁寧な相談に応じていく。

次に、家賃の減額措置についてであるが、公営住宅法第43条に規定された家賃激変緩和措置については、既に西丸尾団地建替事業においても実施しており今後においても同様に実施する。次に、入居の資格要件についてであるが、納税は国民の義務であり、市税は公営住宅を建設し管理する原資であることから、税の完納が入居の要件となっているものである。

御師宿坊の町並みエリアの整備について

●1回目の質問

市内観光を目的に来られた方の無料駐車場の整備について、旧外川家住宅の駐車場が市内を散策する方も駐車しやすいことになったが、さらにいくつかの場所に設置することが必要だといえる。また休憩所、トイレの整備も必要となる。旧外川家住宅の隣にお休み

どころとトイレがあるが、休憩場所も一カ所ではなく増やすべきであり、トイレは旧外川家住宅の開館時間に合わせているので早朝や夕方方は利用できない。この地域を観光客が散策しやすいようにする施策についてお聞きする。

次に、この地域にはたくさんさんの魅力的な歴史と文化が点在している。これをクローズアップさせなければ魅力に乏しいまちになってしまう。

およそ450年前に集団移転した歴史や、現在に残る町割りなど観光客に見どころがわかるような看板を駐車場や休憩場所に整備し、また、富士山信仰の歴史を物語る石造物について説明する看板も必要となる。町割りの西側と東側に流れるヤーナ川にそった道の整備、行者が水垢離をしたという滝の復活や池の整備などの支援も必要である。

以上、この地域を魅力的に見せる施策についてお聞きする。

外国人観光客の増加にもない、案内看板や通訳士の整備が必要日本家屋にふれてみたい、宿泊したいという希望にどのように応えていくのか、以上、外国人観光客に対する施策についてお聞きする。

●1回目の産業観光部長答弁
まず、無料駐車場とトイレの整備についてであるが、来訪者の状況を把握した上で検討していく。

次に、訪れた観光客にこの地域を魅力的に見せる施策についてであるが、看板の整備については、今後設置場所を検討していく。

また、ヤーナ川に沿った道の整備、滝の復活や池の整備などを支援することについては、平成26年度から御師住宅に隣一般公開を条件として、「富士吉田市御師住宅改修事業補助金」制度により、御師住宅の修繕の支援をしている。

今回の敷地内の整備の支援についてもこの制度を適用し対応していく。

次に、外国人観光客に対する施策についてであるが、インフォメーションセンターのスタッフは、英語でのおもてなし研修等を定期的に受講しており外国人対応を行っている。

さらには、御師住宅エリアの説明については英語による案内文書を配布するなどの対応を実施している。

また、日本家屋に触れてみたい、あるいは宿泊したいという外国の方の希望に対する御師宿坊の整備については、先ほど答弁したとおり、「富士吉田市御師住宅改修事業補助金」制度にて支援していく。

（紙面の都合上、各課題の2・3回目の質問・答弁は割愛しています）

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

勝俣 大紀 議員



地域の見守りに ついて

●1回目の質問

この地域での見守りについてだが、去年4月以来地元の交差点に立ち、登校時の児童生徒に対し、毎朝あいさつの声かけをしている。きつかけは、毎朝交差点に立っているお母さんと話をしているお母さんと話を聞いていると、子どもたちが少なくなくてきており、交差点に立つ回数も多くなつたと話していた。それを地元の社会福祉協議会に話をしたところ、「一緒に交差点に立ちましょ」ということになり、毎日社協さんと一緒に旗振り、あいさつの声かけを行っている。

子育てしやすい環境の一つに安心して預けられる学校があり、地域でも子どもたちのことを見守っていることも一つの要素であると思う。

また、高齢化に伴い、お年寄りの方が増えていることも実感している。このことについても地域で見守ることができないかと思つていたところ、ステッカーを使った見守りプロジェクトが展開されている地域が山梨にもあり、しかも、簡単で、セキユリティ対策も万全で、しかも安いランニングコストであるという大変魅力的な見守りシステムが構築されているということである。

このシステムについて、紹介する前にこれまで、お年寄りの方に対して、地域の見守りについて、あるいは、安心安全に住んでいただけるような施策について、富士吉田市で実施されている事業には、どのような内容の事業なのか伺います。

●1回目の市長答弁

高齢化が着実に進む中、本市においては、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、自分らしく健康で豊かな生活を営めるよう、高齢者の健康増進事業や介護予防事業等を積極的に実施している。

一般的に高齢者は加齢とともに、その身体機能や認知機能が低下するとされていることから、高齢者を地域全体で見守ることが重要なものとなっている。

こうしたことから、本市で実施している主な高齢者の見守り対策として、突発的な病気や事故に24時間体制で対処するあんしん電話サービス「ふれあいペンダント」や、地域包括センター・ランチの職員が月2回電話訪問により安否確認を行う「ふれあいコール」、食事作りが困難な高齢者に対して食事をお届けするとともに安否確認を行う「食の自立支援事業」、高齢者等の身体的な特徴などを事前に登録し、認知症高齢者の徘徊等に対処する「高齢者見守りネットワーク」などを実施している。

また、民間事業者による高齢者の見守り活動として、民間事業者の従業員等が、高齢者宅を訪問した際に異変等を発見した場合、市への情報提供をするといった対策も講じている。

今後においても、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、様々な施策を実施していく。

●2回目の質問

1回目の質問で、山梨でも実施している自治体があると話したが、笛吹市で運用しているのか、その内容について研修に行ってきた。

この事業内容だが、大きく分けて2つの形態がある。一つは、見守りステッカーを直接利用する方法と、もう一つは、携帯アプリを利用する方法となる。

まず、見守りステッカーを直接利用する方法として、対象者は、物忘れに不安がある、健康に不安がある、認知症の予備軍も含めた認知症の方を中心とする。このステッカーを利用することにより、いち早く家族の方に連絡が取れ、現場に急行することができるとシステムとなっている。もちろん、個人情報保護の観点については、万全の体制であり、このシステムを管理する会社は、今現在、一般社団法人であるが、公益社団法人への格上げの申請をしている会社である。

操作方法は簡単で、ステッカーにあるフリーダイヤルに電話、音声ガイドに従って、登録IDを入力、その方のご家族に直接つながり、話すことができるというものである。

する方法だが、先ほど答弁の中で、高齢者見守りネットワークとあったが、この仕組みを携帯アプリを利用して行う。携帯アプリを利用することにより、広域でも利用可能であり、同時に呼びかけることができる。しかも、このアプリは無料である。これまでの防災無線では、それぞれの地域の防災担当が放送しなければならず、時間がかかる。しかし、このアプリを利用すると、探してほしい方の情報も事前に登録しておくことにより、詳細なデータとして表示されるので、発見した時、その場で確認が取れる。検索時間が短縮され、発見される確率も大幅に向上することが期待される。



仮にこのシステムを市民の皆さんに周知することができれば、防災無線等での検索願いと合わせて有効に作用するものと思われ、地域で見守りをしやすくなる体制が整う可能性が期待される。

そこで質問になるが、このステッカーを使った地域の見守りについて、従前の事業に加えて、新たなツールとして、検討していただけるのかどうか伺います。

●2回目の市長答弁

ステッカーを使った地域の見守りについてであるが、先ほど答弁したとおり、本市においては、既に各種高齢者に対する見守り対策事業を実施している。

認知症の方だけでなく、高齢者に対する見守り対策事業が充実されることで家族の安心にも繋がるものと考えている。

そのような中で、新たな仕組みとして、個人を識別する番号入りステッカーの利用や識別番号を利用した携帯アプリの活用は、認知症等による徘徊により、行方不明となった高齢者を早期に見つける非常に有効な方策であると考えているので、導入に向け検討していく。

ビッグデータを活用したまちづくりについて

●1回目の質問

これまで、一般の方がビッグデータを活用する機会が余りなかった。このビッグデータを客観的な指標として活用することは、地域経済の活性化等を考える上で、一般の方でも戦略がたてやすくなると思われる。

このビッグデータについては、主に内閣官房「まち・ひと・しごと創生本部事務局」、経済産業省「地域経済産業調査室」から情報提供されたデータのこと、このまち・ひと・しごと創生本部では、地方自治体の皆さんによる様々な取り組みを情報面・データ面から支援するため、平成27年4月21日より、地域経済分析

システム（RESSAS）（リース）の提供を開始している。また、このビッグデータを活用して、既にまちづくりを行っている自治体も現われてきた。

山梨県では、リースの活用を進めているのは、山梨総合研究所である。

ご存知かもしれないが、この山梨総合研究所は、山梨に関しあられるデータを分析しているところである。例えば、農業、観光、産業、人口などが挙げられる。

今年の2月5日にこのリースをどう活用したらいいのかという研修会に参加してきた。そこでは、このリースを活用して、中学生、高校生、大学、社会人それぞれの地域とのかかわりそれぞれのテーマに沿ったプレゼンテーションが行われ、それぞれの視点でデータを活用し、みごとな発表となった。

そこで、富士吉田市において、このビッグデータを活用して、市民の視点から考え、まちおこしを行い、これを新たに事業化していくことは、可能であるのかについて質問する。

このリースの特徴は、ビッグデータを一般の市民の皆さんでもデータを引き出せるというもので、市民自ら企画立案し、実行することができる。

例えば、最近では忠霊塔周辺を訪れる外国の方が非

常に多くなっているが、果たして、どこの国から来た皆さんののか、日本の方はどこの地域から来られた方が多いのか、交通手段は何を使っているのかなど、客観的に分析ができるものとなる。

今までは、このようなデータがなく、想像でしか動きが取れなかったもので、周辺の住民の皆さんは、非常に気になっていると思う。何をしたらいいのか分からない、何かおもてなしをしようにも採算が合わないといった不安材料となっているのが現状である。市民の皆さんがこのリースを積極的に活用できるようにすると、あらゆる戦略につながるっていくと思う。

そこで、質問になるが、このリースについてご存知だと思うが、このデータをどのように感じているのか率直な感想をお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁
リースのデータに対する認識についてであるが、リースは、「地域経済分析システム」と呼ばれるもので、地方創生の実現に向け、その地域の現状と課題をデータから把握できる手段として、国から提供されたシステムである。リースには、地域経済に関する膨大な資料がビッグデータとして蓄積されるため、従

来では実施することが難しかった調査等に活用することが可能となる。

リースを利用することで、自治体の施策の決定に際し、今まで見えてこなかった部分を客観的なデータによって検証、分析することにより、地域の現状や実態をより正確に把握することに繋がるものと認識している。

さらに、このシステムは、分析の状況がグラフや地図などで見やすく表示され、自治体だけでなく、一般の方の利用も可能であることから用途が広がるものと感じている。

一方で、このシステムが国から全国の自治体へ提供された時期が、平成27年4月であり、内容によつては、市町村単位ではなく都道府県単位のデータであるものや、基礎となるデータの取得方法にも限界があることも事実である。

したがって、今後のデータの精度の高まりに期待するとともに、本市にとつて何をどのように使つか、有効なデータの活用方法についての調査、検討を行うっていく必要があると考えている。

●2回目の質問

確かにデータとしては、不十分かもしれないが、データは随時更新されているようである。

これまでの地域の情報源は、主に行政側から提供されてきた。これからは、市民の方がこのビッグデータを利用し、レアな情報を直接収集できるため、自ら計画、立案し、実行することが簡単になる。しかも、市民の方がそれぞれの立場で富士吉田市の未来を語り合えるような場の提供ができれば、市民協働のまちづくりに発展していく可能性が拓けると思う。

行政の仕事は、昔と違い、行政改革が進められ、また業務が多様化し、より専門的な知識も必要となつてきている。

今回このように、国から詳細なデータが提供されているので、市民の方にこのビッグデータの存在を知っていただく中で、市民の協働の視点から市民の方にも積極的に参加していただく仕組みを考えるべきではないかと思う。

そこで、質問だが、このビッグデータを活用した市民の視点から考えたまちおこしを新たな事業として展開していく可能性についてお伺いする。

●2回目の市長答弁

リースによるビッグデータの活用は、地域の実態をより正確に把握することに繋がり、施策をどのように展開していくかを決定していく有効な手段となるものである。

のである。

行政や民間の研究機関などでは、ビッグデータの活用は、既に行われており、本市においても、人口ビジョンや地域創生総合戦略の策定における状況分析などでビッグデータを活用している。

しかしながら、現状としては、国や民間研究機関などによる活用方法等の研修会の開催や、事例集が公開されるなど、一般にはリースの存在がまだ浸透していない状況であると認識している。

市民の視点からの施策の展開には、ワークショップ、市民アンケート、パブリックコメントなどの手法があるが、リースは、今まで入手が難しかった人口動態や観光などのデータを、一般の方々でも入手することができるところから、市民の皆様によるビッグデータの活用も有効な手段の一つになるものと考えている。

したがって、今後、リースによるデータの精度や機能の向上などが図られる中、市民の皆様がデータを活用することで、地域の実態を認識することや行政に提言することだけでなく、市民の皆様が自ら活動を行うっていくことにより、今後のまちづくりに活かしていくことができるとして、その可能性は広がっていくものと考えている。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

渡辺 大喜 議員



移住・定住促進 と情報発信につ いて

●1回目の質問

山梨県の最重要課題である人口減少対策について、2月に発表された成果報告では、県人口全体において人口減少傾向に歯止めがかからない状況であるとの報告であった。

本市の推計人口において、少子高齢化や社会的要因の変化に伴い、今後においても更なる人口減少が予測されている。

昨年11月に総務経済委員会の研修会において、栃木県足利市へ行った。足利市でも、「出逢い・縁結び」をキーワードとした、まちづくりや大手鉄道会社や旅

行会社と協同で婚活イベント等の事業を行うなど、様々な事業に取り組み、まちなか再生、情報発信の向上、滞在型観光の創出等の様々な取り組みを行っており、自治体の特色と魅力について発信を行い、人を呼び込むための様々な支援策を提示していた。全国的にも、支援内容が年々拡充され、地方自治体間で地域の魅力と特色を活かした施策のアイデア競争が激さを増してきているのが実情ではないか。

本市においても、インターネットやスマートフォンアプリなどの媒体により富士山と富士吉田市の魅力の発信や、「ふじよしだ定住促進センター」による、移住支援、就業支援、居住支援、子育て支援等の「移・職・住」に関する情報提供を行っているが、現時点における事業の実施状況と達成率、今後における課題や問題点について市長にお伺いする。

●1回目の市長答弁

事業の実施状況と達成率、

今後における課題や問題点であるが、本市は、人口減少の克服と地域創生を実現するため「地域創生総合戦略」を昨年度に策定し、若い世代に重点を置く中、4つの基本目標を定め、各種事業に取り組んでいる。

1つ目は、主に地域ブランドづくりの推進事業などに取り組んでいる。

基本目標の数値は、人口の社会増減を指標としており基準値である376人の転出超過に対し、計画期間で転出入口をゼロにするというものであり、達成状況としては、昨年度において313人の転出超過となり63人の改善が見られる状況である。

2つ目は、主に子育て支援を行う事業などに取り組んでいる。

基本目標の数値は、合計特殊出生率を指標としており、基準値の1.43に対する計画期間で1.6にするというものであり、達成状況としては、昨年度において、1.48となり0.05ポイントの上昇を示している。

3つ目は、主に地場産業である織物業者の雇用や販路開拓の支援に関する事業などに取り組んでいる。

基本目標の数値は、一人当たりの市民所得を指標としており、基準値の287万円に対し、計画期間で300万円にするというものであり、達成状況としては、昨年度において297万円

となり、10万円の増加を示している。

4つ目は、主に富士山火山防災など安心安全の対策事業などに取り組んでいる。

基本目標の数値は、本市に住み続けたいと思う人の割合を指標としており、基準値は設定していないが、計画期間で80%以上を確保するということであり、昨年実施した市民の皆様等に対するアンケート調査では72%の皆様が住み続けたいと思っている状況となっている。

今後における課題や問題点についてであるが、人口減少の克服は、一朝一夕には成果が出るものではなく、非常に大きな課題であると認識している。

市町村だけでは解決が困難な問題もあり、国や県も含めた行政全体としての取り組み、さらには、行政と民間が協働した官民一体となった取り組みを推し進めていく必要があるものと考えている。

●2回目の質問

今、移住や定住を考えている人に、朝のチャイムで『富士山の歌』を聞き、目の前にそびえる富士山と寄り添い、素晴らしい富士吉田市の環境と暮らしの魅力を知っていただき、そして、訪れていただくためのきっかけとなる情報の発信は重要である。

本市では、「ふじよしだ

定住促進センター」よりPRが行われているが、その年間におけるアクセス数と移住・定住の問い合わせ件数はどれ位あるのか。

また、各項目において、ハローワークや関連する公共機関や民間事業者との連携が図られておらず、生活に必要な不可欠な求職・住居に関する情報が乏しい内容となっている。市として、今後はどのように連携を図り内容と情報を充実させ改善していくのかお伺いする。

次に、情報発信について、本市と慶応義塾大学・みんなどの貯金箱財団・地域おこし協力隊の協同プロジェクトとして、「富士山じかん」というスマートフォン向けのアプリが開発されているが、PR不足なのか認知度が低いため、アプリ内の掲載店も増えておらず、店舗情報もリアルタイムに更新がなされていないため、利用したい観光客や市民にとって魅力のある情報とはなっていない。

については、今後に向けての運営並びに活用方法についてお伺いする。

現在、Uターンをして戻って来た若者有志が集い地元の魅力伝えるため情報誌を自主発行している。

今後において、連携を図ることが出来れば相乗効果として、内容の充実や、情報発信力の強化を図ることが可能になるものと思うが

いかがか。

次に、移住・定住の促進について、本市においては移住・定住の促進に対する奨励金制度として住居等に関連する6種類の施策が実施されており、他の市町村と比べても遜色なく充実した内容となっているにもかかわらず、家賃や地価の安い近隣市町村へ流失している。

そこで、市単独住宅の検討をしてはどうか。現在の市営住宅では、公営住宅法により所得の制限があるが、単独住宅を活用することで所得や個別の制約を受けずに住環境の提供が可能となる。

市が単独住宅として低額で、速やかに住居を賃貸することにより移住に対する環境の整備と、ハードルを下げることも必要ではないか。

●2回目の市長答弁

ふじよしだ定住促進センター開設以来、ポータルサイト閲覧数は、昨年度において2万933件、移住についての具体的な相談者数740件、うち18名が実際に移住した。今年度の閲覧者数は既に4万8721件に上り、具体的な相談者数は825件、うち9名が移住している。

次に、関係する公共機関や民間事業者との連携であるが、空き家・空き店舗バンク制度については、定住促進センターと公益社団法

おり、スムーズな制度運用となっている。

また、ハローワークとの連携については、既に連携に向けて協議を進めており、更なる情報の充実に向けて改善に努めていく。

次に、「富士山じかん」のスマートフォンアプリについてであるが、慶應義塾大学と連携し、富士吉田市の魅力発信ツールとして適用実験を行っていく。

その一方で、密度の高い内容の更新については恒常的な人力と、相応のランニングコストが必要となり、この点について精査を重ねていたところ、昨年3月末に山梨県が、富士山を中心とした観光アプリを開発、提供を開始した。その内容は、本市の「富士山じかん」と趣旨を同じくするものであり、現在データの共有やアプリケーションの一本化を含めて山梨県と情報交換を行っているところである。

次に、市民との連携による魅力ある取り組みや情報発信についてであるが、従来の媒体に加え、スマートフォンアプリなどの電子媒体を活用した情報発信について官民協働により、本市の魅力情報を総合的に発信していきたいと考えている。

次に、移住・定住を促進するための単独住宅の活用についてであるが、本市の公営住宅については、平成22年度に策定した「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」

に基づき、将来的には公営住宅の全体管理戸数の縮減を図っていく中、老朽化した公営住宅を建替えることを最優先課題とし計画を進めているところである。

本市においては、移住・定住の促進に対する制度として、昨年度、富士吉田市定住促進奨励金交付要綱を制定し、積極的、かつ、きめ細かい移住・定住施策を展開している。

その結果、本制度の利用者も増加している状況であるので、当面は、この制度について、さらにPRを行うとともに制度の充実を図っていく。

●3回目の質問

過日、山梨日日新聞に掲載された記事によると、県内27市町村のうち、半数を超える14市町村が転出超過となっており、残念ながら本市もその中の1つに数えられている。

富士北麓地域において、近隣町村の多くが転入超過となる中で大変残念な結果となっており、あらためて移住・定住を促すための情報発信や、そこで暮らし続けたいと思わせる魅力づくりの重要さを感じている。

30代の子育てファミリーや60代の悠々世代など幅広い世代の移住・定住を希望する人に良いところを認めてもらい、好まれて、決断を促していくことが重要である。

そのために、本市の恵まれた自然環境、首都圏に近い立地の良さ、質の高い生活の提供、充実した子育て環境、安心して居住できる住居など、他の市町村に負けない条件の素晴らしい「まち」として、「富士吉田市」をより多くの人に知っていただき、他の市町村にない魅力を発信し続けていくことが重要と考えるがいかがか。

●3回目の市長答弁

他の市町村にはない本市の魅力の発信についてであるが、本市は、富士北麓地域の経済、教育、文化の中核都市としての役割を果たしており、豊かな自然環境や首都圏に近い立地の良さなど魅力のある、そして、活力あるまちとしての可能性を十分に有しているものと考えている。

今後においても、本市の魅力さをさらに多くの人に知っていただき、総合戦略の基本目標の実現に向け、積極的な情報発信と施策の推進に力強く取り組んでいく。

市内の水害対策について

●1回目の質問

地球温暖化による、エルニーニョ現象などの異常気象に伴い、近年台風やゲリラ豪雨が多数発生している。アンダーパスは、台風や

集中豪雨にもなう影響を受け易く、瞬時の多量の降雨による雨水排水量が増加することにより、排水が間にあわずに道路冠水を引き起こしてしまう。

私は、平成27年12月定例会の一般質問において、市道中央通り線と富士急行線交差部下のアンダーパスと、谷倉、赤坂、竜ヶ丘地区にまたがる雪代川の水路兼用道路の雨水の冠水にもなう危険性について指摘をさせていただき市長より答弁をいただいたが、その後の検討内容と対応策が、どの様に進捗なされているのか伺います。

次に、赤坂地区の雪代川の水害対策についてであるが、前回、根本的な水害対策について山梨県へ要望を行い、その対応策を検討していただいており、市道赤坂支線の全幅員に対する集水施設の改修については、市において早急に整備していくとの答弁をいただいているが、その後の県の回答と整備状況について、どの様に進捗しているのか伺います。

●1回目の市長答弁

市道中央通り線のアンダーパスであるが、今まで以上に高輝度表示にした注意喚起看板を新たに2箇所、追加設置した。

大雨の際には巡回パトロールを行い、状況により市道西原1号線交差点から国

道137号交差点までの区間を通行止めにするなど、事故を未然に防ぐための措置を講じていく。

また、根本的な解決に向け、アンダーパスに流入する雨水については、新西原地区を通して宮川に排出するためのルートの詳細設計を本年度実施した。

今後については、当該地について、年次整備計画を立て整備を行っていく。

次に、雪代川水害対策についてであるが、山梨県において業務委託をした雪代川に係る流域排水の概略検討業務を踏まえて協議を行った結果、現況の施設では、流入する雨水量に対し流下能力が著しく不足しており、上流と下流において、大規模な集水施設の建設と水路改修をしなければ、雨水を処理できないことが判明した。そのため、局所的に集水施設を整備しても効果が期待できない状況である。

今後においては、区域が2市町に跨ることから、具体的な施設の整備工法について、山梨県・富士河口湖町・本市の3者間で引き続き協議を行っていく。

●2回目の質問

雪代川は集中豪雨時ににおいて多量の濁水が流下し、赤坂会館付近の道路を冠水させ、毎回ように通行止めの措置が繰り返されている。

今回、山梨県が雪代川の危険性を認識されたことは

大きな前進である。「谷倉・赤坂・竜ヶ丘地区にまたがる雪代川の雨水対策」は、地元の長年の懸案である。

今後においても、住民の生命・財産を守る自治体の責務として、本市がより積極的に山梨県と富士河口湖町に働きかけを行っていただき、一日も早く具体的な施設の整備方針と工程を決定していくことが大切であると考えているが、市長はどのようにお考えであるのか伺います。

●2回目の市長答弁

雪代川の雨水対策については、地域住民の皆様の間には、懸念事項であることは、本市をはじめ山梨県、富士河口湖町も共通の認識を持っており、改善に向けた様々な検討が続けているところである。

住民の生命財産を守る自治体の責務として重く受け止め、一日も早く解決できるように、引き続き、各関係機関と協議を進め、整備工法等の方針が決まり次第、詳細設計を行っていく。



■議案等の処理結果（3月定例会）

（賛成○ / 反対● / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	委員 付託 等	太 田 利 政	奥 脇 和 一	渡 辺 孝 夫	渡 辺 利 彦	戸 田 元	及 川 三 郎	渡 辺 幸 寿	勝 保 米 治	横 山 勇 志	桑 原 守 雄	小 俣 光 吉	渡 辺 貞 治	秋 山 晃 一	前 田 厚 子	羽 田 幸 寿	勝 保 大 紀	宮 下 宗 昭	渡 辺 新 喜	鈴 木 富 蔵	渡 辺 大 喜	審 議 結 果
報告第1号	専決処分報告について(平成28年度富士吉田市一般会計補正予算第4号)	3/3 報告	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	平成29年度富士吉田市一般会計予算	予算 特別	○	○	○	○		-	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	可決
議案第2号	平成29年度富士吉田市下水道事業特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第3号	平成29年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	可決
議案第4号	平成29年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第5号	平成29年度富士吉田市介護保険特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第6号	平成29年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第7号	平成29年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第8号	平成29年度富士吉田市立病院事業会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第9号	平成29年度富士吉田市水道事業会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第10号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第11号	富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第12号	富士吉田市職員退職手当審査会設置条例の制定について	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第13号	富士吉田市税条例等の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第14号	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備について	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第15号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第16号	富士吉田市特定空家等判定等審議会条例の制定について	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第17号	富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第18号	富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第19号	富士吉田市介護保険条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第20号	財産の取得について	建設 水道	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第21号	市道の認定について	建設 水道	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第22号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	文教 厚生	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第23号	平成28年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)	総務 経済	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第24号	平成28年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決
議案第25号	平成28年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第1号)	建設 水道	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決

委員会に付託された議案等の内容については、"委員会の審査から"をご覧ください。
報告案件・即決案件の内容については、"報告案件・即決案件の内容"をご覧ください。

年4回/15,000部市内全域配布

ふじよしだ議会だより
企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局
0555-22-0612(直通)

富士火災

東京海上日動火災

東京海上日動あんしん生命

代理店

荒井損害保険企画(松山)

有
料
広
告